

## 最終講義

# スポーツの正義と創造

草深 直臣\*

さて、教室を見渡してみますと、何故かゼミのOB・OGが多いので、びっくりしています。東は東京・静岡・愛知から、西は香川県から来て頂いて本当にありがとうございます。交通費をかけて来て頂いたものにお返しするには、1時間くらいの話では足りないかもしれませんが、今まで考えてきたことをまとめるということで勘弁させていただきます。

普段の講義はOB・OGたちも知っているように、こんな高い所にじっと立ちながらしているわけではなく、うろちょろ歩きながらするのがスタイルですが、今日はビデオを撮っており、あまり動き回るとよくないので、高いところから話をさせてもらいます。

### 1. 研究の出発点とネットワーク

まず、若干研究の自分史を回顧してみたいと思います。先程、佐藤学部長から経歴を紹介して頂きましたが、自分が本当に研究者になろうと決意したのは1970年の時でした。今モニターに映して頂いた面白い写真があります。「第一回全国体育・スポーツ総合研究会」で挨拶をされておられますのが、呼びかけ人の一人であった中村敏雄先生（元広島大学教授）です。私の先輩でもある進藤先生。恐れ入りますが、お立ちください。有難うございます。なんでわざわざ立っていただいたかという、写真の右から二人目の青年が進藤省次郎先生（園田女子大学教授）です。何故、こんな話からするかという、学部時代に勉強したのは体育ということでした。スポーツとはなにかを教わったことは、なかったといっていると思います。ところが、大学院に進んだ1970年8月、伊藤高弘（当時新日本スポーツ連盟理事長、武蔵野美術大学助教授）、小野喬（ローマオリンピック体操競技金メダリスト、日本体育大学教授）、川本信正、（スポーツ・ジャーナリスト、『スポーツの現代史』の著者）。菅忠道（日本子どもを守る会副会長）、古在由重（哲学者）、のちに参議院議員になられた田英夫（ニュース・キャスター）、村岡博人（共同通信記者）、そして中村敏雄（当時東京教育大学付属高校、学校体育研究同志会常任委員長）の先生がたが呼びかけをして、体育・スポーツについて、学者だけではなく、国民大衆を含めて皆で考えていこうとの趣旨で、「第一回全国体育・スポーツ総合研究会」が企画されました。たった2カ月の準備でした。僕は、その実行委員会の

---

\*立命館大学産業社会学部教授，2011年4月1日より特別任用教授，名誉教授

事務局をさせられました。事務局長は正木健雄先生（当時理科大学教授 日本体育大学名誉教授）で、仕掛けたのは、先輩だった村上修さん（現日本体育大学教授）でした。

この事務局の活動を通じて、自分の中に大きな変化が生まれました。10月10日、社会事業大学で、353名の方が集まり、分科会やシンポジウムを行いました。モニターの写真の右側にいるのが木下秀明先生（日本大学教授、「スポーツの近代日本史」の著者）で、当時まだ37歳でした。本当に若い研究者たちが、ものを考えていこうと言う時代でした。翌年、第二回の全国集会を、奈良女子大学名誉教授である山本徳郎先生のお世話で、文化女子大学で開催しました。この時にはさらに150名増えて、560名の参加者がありました。その意味ではスポーツを総合的に研究していこうという草分けになったのではないかと思います。

また、この集会を通じて、影山健先生（愛知教育大学教授）や当時は文部省におられ、後に筑波大学教授になられた糸野豊先生も参加なさいました。そして、1972年12月、保健体育審議会答申「今後における我が国の体育・スポーツ施策について」が発表されました。今日のスポーツ政策、スポーツ振興施策の基本になる答申でしたが、この討議過程を、審議委員であった川本信正先生や専門委員を務められていた糸野豊先生の話をお聞きすることができました。答申は、一言でいえば、選手中心・学校中心の方向から生涯スポーツの方向性を、我が国で初めて打ち出したものです。そしていくつかの変遷がありながらも、今日に至っています。40年間で、やっとここまで来たか、という感じが強いと思います。

私自身が全国集会での討議や答申の学習を通じて、それ以前は「身体教育」を考えようとしていたんですが、「身体」では古いな、と感じました。人々はスポーツを求めている。身体活動としてのスポーツを渴望している。しかし、この求めている内容、その要求の実現の方策については、まだ一杯、問題が残っているというのが、当時の問題意識でした。それが修士論文「戦後日本の体育・スポーツ政策」に取り組む動機であり、決意でした。

そして73年、自己形成にとって忘れられないのが、世界青年学生平和友好祭典（東ベルリン）へのスポーツ代表団（団長が和光大学教授だった永井博先生、現・新日本スポーツ連盟会長）の事務局長として参加したことです。はじめて、世界のスポーツマンやスポーツ役員に接し、交流を深めました。また、翌年、全国社会教育推進協議会の全国大会に小川利夫先生（名古屋大学教授）をはじめ、社会教育関係者と出会う中で、社会教育という枠組みに体育・スポーツを抜きに語ることができなくなった現状のもとでぜひ一緒に研究しようと強く誘われ、参加をさせていただきました。

そうは言っても、国民自らがスポーツを創造していくための理論的な基礎、スポーツは何か、国民スポーツとは何か、そんな先行研究は一つもありませんでした。この本を読んだら、すべてがわかる、そんなものはないのです。ヒントは、社会教育論や教育学のものでしたが、哲学の本を読んでも、スポーツの「ス」の字も出てまいりません。これはキルケゴールだろうが、マルクスだろうが、サルトルであろうが、スポーツは一つも出てまいりません。とすれば自分で考える以外にないというのが当時の状況でした。恩師でもある伊藤高弘先生にとってみても同じことではなかったかと思います。そういう意味で、単に思弁するにとどまらず、体育・スポーツをめぐる状況がど

うなっているか、何を問題にしたらいいかを考えていく、その意味でスポーツ運動の方向性を探ろうというのが、1970年代の問題意識であると同時に、いくつかの基礎作業であったのではないかと思います。初めて自分の論稿が活字になったのが、1972年10月の「月刊社会教育」です。

もう一つ、同時に研究仲間として学校体育研究同志会に参加する中で、別の角度から考えていったのが「スポーツの主体形成と学力」という問題です。スポーツを権利として確立していきたい。その際にスポーツの楽しさ（愉悦性）を基礎に自らの欲求を要求に変化させる。単に、欲しいというだけではだめで、社会的に実現していく要求へと転化・組織していく必要がある。それがスポーツ運動だと考えていました。そのためには、そういうスポーツの主人公、主体になるために必要な学力とは何か？それが現在の学校体育の中身だけで実現するのか、これは今日も一貫している問題意識です。その際に、スポーツ文化をまるごと我が物にするということは何なのかと考えていった時期があります。その1つ、1977年の論文「できる、わかる、生きる」を日本体育大学の久保健さんが、昨年10月、著書を発表されたなかに再掲してくれました。

逆に言うと、「学力」を考えていくためには運動文化の構造を考えざるをえないということになります。そして1980年の「スポーツ教育とスポーツ制度」という枠組みで捉えなおし、教科の内容を構造化し、「3つの学力」という提起につながっていると考えて頂ければいいのではないかと思います。しかし、はっきり言って、スポーツ文化の構造の全内容が、それでわかったというわけはありません。これは単なる理論枠ですから、もっと究明していく必要があると今日でも思っています。

## 2. 体育・スポーツの戦後改革研究へ

研究をそういう方向に進めていこうと思っていた矢先、大きな変化が起きました。それが「体育・スポーツの戦後改革」研究です。忘れもしません、1982年8月3日、当時私は、法学部に所属していました。赴任して6年半たって、その年の後期から半年間の国内留学で東京にでも行こうかなと思っていた矢先、法学部長から電話があって「君、国外留学しないか。組合の交渉の結果、短期国外留学制度が成立した。ついては、国内留学を、それに切り換えて外国にいかないか」と言われたんです。もう8月の夏休みに入っていましたので、「いつからですか？」と聞くと、「10月からだ」と言われる。「準備ができない」というと「行ってくれないと困る」という話です。「教員の要求でせっかく実現した国外留学制度なのに、適用者がいないのでは制度の意義が薄れる」というのです。

既に1977年くらいから、日本を占領した連合国軍（GHQ）の資料がアメリカの公文書館で公開されることによって、占領史の研究が、さまざまな分野で進んでいました。経済学者の竹前栄治先生や政治学の袖井林二郎さんが公文書館に収集しにいくという状況でした。教育関係者たちも、そこに加わっており、戦後史を問題にしようとしていた僕もそれをやらないといけなと言われていましたので、急ごしらえで、下調べと準備をしてワシントンDCでのGHQの民間情報教育局（CIE）

の資料収集に半年間当たりました。このときの苦労と面白さを話し出すと、いくら時間があってもたまりませんので割愛しますが、本格的に占領期の体育・スポーツ改革研究をやるということになり、83年から97年まで、いくつかの論文、論考を含めて行ってまいりました。そして1993年に研究代表者になり、「体育スポーツの戦後改革の実証的研究」という研究報告を行いました。

1955年の経済白書は「戦後は終わった」と言いました。確かに私が生まれた戦後日本は、占領と貧困の中から出発し、昭和30年代に高度経済成長を準備し、成長を迎えた60年代に大きく変貌しました。そういう意味では“戦後”は終わったかのような印象がありますが、僕自身にとって戦後は終わっておりません。日本国憲法が形骸化しているという評価もありますが、憲法が目指したものは決して実現していません。まだ実現をしていかねばならない課題が多く残っているという意味で“戦後は終わっていない”というのが、私の問題意識と評価です。特に自身の怠慢への自戒をこめて、戦後改革研究も同時に終わっておりません。まして体育・スポーツの戦後改革を研究している人は、片手に満たないのです。

そういう意味で、少なくともあと3つのことは究明しないと、どうにもならないと思っています。1つは「学校武道の禁止・復活過程について」です。これはまだ一つも書かれておりません。武徳会のことは、少しは書かれていますが、学校武道はそう簡単なものではなく、禁止と復活を「占領政策」の二面性とかかわりで連続的に見ていく必要があるだろうと考えています。2つは、幻の社会体育施設計画が実はあったことの再評価です。1972年の保健体育審議会答申で、初めて「施設計画」が明確になりますが、その土台が占領期に準備をされていました。何故、それがだめになったか？一言だけ申し上げますと、社会教育法が制定されるプロセスの中で、同時に体育館の設置義務を考えていく方向が、当時の文部省の中で議論されています。しかし設置義務にすると莫大な予算がかかります。社会教育法の中で設置義務になっているのは公民館だけです。現在、公民館はすべての市町村に完備されています。これと並んで体育館となると、当時の1948年の段階で何百億単位の財政負担がかかるという議論がされています。公民館だけなら何十億単位で済む。それほど体育施設建設には金がかかるのです。そういう議論の中で、公民館の中に運動施設を敷設しても良いと変わります。これもまだきちんと究明していませんが、なぜそうなってしまったか。歴史に「もし」はありませんが、もし、社会教育法に体育施設の設置義務を盛り込んだ規定が制定されていたならば、実は競技力優位の東京オリンピックもなかっただろうし、今日の地域スポーツ施設の遅れもなかっただろうと思います。

最後の一つは、二つの「選手権」という問題が、残っているかと思っています。占領期のスポーツ状況を考えると、ものすごく違った大会が開かれています。労働省が労働組合の軟式野球大会を主催しています。勤労者陸上競技大会、マッカーサー杯競技大会という新しい試みがされていた時代でもありました。トーナメント方式だけでチャンピオンシステムを強化していく計画、その典型としての『国体』都道府県持ち回り開催方式、日体協加盟の競技団体の全一的統括体制への収斂ではなく、多様なスポーツ参加を促進していく大会や行事のあり方と地域に根ざした施設計画を発掘していくことも、大きな研究課題ではないかと思っています。

### 3. 「スポーツの自由と現代」の目指したもの 三部作の意図

さて、自分史的に大きな転機になったのは、中間点としての「スポーツの自由と現代」の出版作業への参加です。伊藤高弘、金井淳二、出原泰明（名古屋大学教授）、上野卓郎（一橋大学教授）との共同編集で取り組んだ上下巻です。スポーツと社会という枠組み、スポーツと社会、文化の枠組みから「スポーツの構造と認識」を伊藤先生がお書きになった後で、「現代スポーツの構造とイデオロギー」「スポーツ技術と科学」「スポーツ学習と主体形成」「スポーツの近代史的展開」「スポーツと人間の自由」の5章構成は、「スポーツが国際的規模で注目され、かつ混迷の時代である現代にあって、“科学的世界観”に立脚した、スポーツの総合的で全面的な究明」、いわばスポーツと社会の広がり強く意識しながらもスポーツ内部をも貫く縦糸を発見しようとした試みです。それは、今日もいろんな講座本の刊行がなされていますが、縦軸と横軸を同時に究明しようとする試みはまだないのではないかと思います。そういう意味で自分たちが何をやってきたのか？そして、まだ何が明らかでないのかと言うことを総括するのも、一つの課題だと思います。

以上が、これまでにやってきた、あるいはこれから追及しなければならない課題ですが、スポーツ文化の構造ということを究明しようとする際の基本的な視点、それは一言でいうと、スポーツマン、スポーツ愛好者を援護する理論をつくりたいということです。スポーツを解釈する、これはさまざまな研究者がやっているかもしれませんが、解釈ではなくて、スポーツを愛する人、スポーツを行う人、競技選手たちを励ます理論的基礎、そして発展の方向性を指し示す理論基盤をつくりあげていきたい、ということです。「人間的自然の人間化を目指す『国民のスポーツ権』論は、国民すべてが、ともに競い合い、ともに高まり、ともに讃え合うことを最重視をする」ということです。そういうスポーツ像を人間の自由の拡大の中で、そして真に自由な社会が実現する過程として求めていくというコンセプトです。

もう一つ重要なことは「創造するスポーツマンの組織化と連帯」という観点です。立命館に来る前に、私は女子栄養大学で3年間女子学生と一緒にサッカーをやっていました。そこで、いろんな先生たちと議論をしましたが、面白い議論がありました。それは、“人間はなぜ食べるのか？”という問題です。食べ物を栄養摂取という観点だけで切り刻んでいくとサプリメントをとるだけでいいことになります。しかしそれだけで本当に食文化は成り立つのかという問題があります。食べ物は栄養だけで成り立っているわけではありません。少なくとも、おいしが必要です。同時においしさだけでなく、目で見、味わい、そして感じながらそのおいしさをつくりあげた人たちの努力を堪能する、さらに食する空間の雰囲気も加わって食文化ではないかという考え方です。日本国憲法第23条は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しています。ですが「健康で、文化的な」という文章ではありません。「健康で文化的な最低限度」のセットなのです。「健康で文化的な」という塊として理解をする、これが憲法の本質です、文化の基本です。

にもかかわらず、当時、「分断のスポーツ論」、競技スポーツを忌避・反対するあまりにオルタナ

タイプとして「健康スポーツ」を提唱する潮流がありました。言い方をかえればエリートのスポーツとマスのスポーツを分断してとらえる。大衆のスポーツは健康志向，エリートスポーツは競技志向と簡単に言いますが，本当にそうでしょうか？現在も私の家の周りには毎日，夫婦でジョギングをしている方たちが6組くらいあります。「10キロマラソン」に参加をするだけでも，1週間に3，4日，3カ月トレーニングしませんが，10キロは完走できません。では，参加をすればいいのか。そういうわけでもありません。その人たちの話を聞いてみても，確かにはじめは健康志向，ダイエットだったのですが，今は1秒でも速く走りたいのです。どうせ国民体育大会に出るわけでもないし，ましてオリンピック選手になれるわけでもないのに，そういう人たちが，60，70歳になっても走っています。それは健康のためでしょうか？それだけでは解けません。そういうふうにと考えると，もう少し別な側面が出てくるのではないかと思います。

詩人の平出隆さんが「野球である限りは同じだ」ということを短い小説の中で書いています。さまざまな形態が存在するベースボールを草野球とつないでみると，確かに違いがある。多くの人には，高いか低いか，すぐその違いを問題にします。差異化・差別化の観点です。しかし，重要なことは共通性の発見ではないでしょうか？能力がある人も，ない人も同じ人間であるという共通性の中で何が目指されているか。平出さんは「そういうことがベースボールへの愛であり，その喜びではないだろうか」と書いています。「愛，喜び」と詩人らしい表現ですが，少なくともエリートとマスをつなぐ共通項は何だろう。これが私の問題意識です。もう少し言い方を変えれば，どんな下手な人も，あるいはどんなに障害を持っている人も一歩でも，うまくなりたいたい，強くなりたいた願ってスポーツを始めるのではないだろうか？結末がどうでもいいという限り，スポーツを始めるわけにはいきません。それが一言で「うまくなろう」という言い方になるかもしれませんし，「勝ちたい」という思いの表現かもしれません。

城丸章先生（千葉大学教授）と永井博先生がお書きになった「スポーツの夜明け」の冒頭にこんな詩があります。「人間だけが」「犬や馬も走る。人間も走る。しかし，人間だけが，走るためのわざと走るためのからだを意図的につくりあげる」。このことを『立命館大学体育会年誌』の創刊号に寄せた文章「たかがスポーツ，されどスポーツの高嶺を目指す」で記しました。

近代オリンピックが創始して以来の110年間に，たった2.3秒しか人間は速くなっていない。速く移動するだけだったら，リニアモーターカーの時代がもう10年もしたらやってくる。それなのに依然として人間は“走運動”にこだわっているのか。こんな馬鹿馬鹿しいことを，なんでやるのか。そういう意味では人間は馬鹿な存在。不思議な存在としか言いようがない。確かにF1もすごいのだが，100メートルはもっとすごい。機械に依存しない百メートル疾走において人間がつくり出すスピードと美しさに我々は心魅かれているのではないか。確かに9.69の世界最高記録と，一般人がよく走って達成できる15秒との間には大きな差があるかもしれないが，一歩でも9.69秒に近づくために15秒から14.9秒への過程があるというふうを考えることができないだろうか？そういう意味で人間の美しさの発見，創造ということがスポーツの土台になっているのではないか。

それは同時に「作品」という考え方につながっていきました。プレイヤーは心根として“うま

なりたい”“勝ちたい””と思いながら、勝負に挑みます。競技につきものの「勝利と敗北」については、もし、時間を区切らなかつたら、あるいは結末のあり方を決めなかつたら、我々は本当に降参というまで勝負を続けるのではないのでしょうか？柔道で言えば5分という時間、サッカーでは45分ハーフと言う時間が区切られるから、「勝った、負けた」と判定をしているが、今春の高校ラグビーのように、もっとやれと叫ぶならやるのではないかと思います。それをあえて、「勝ちと負け」と分けたのは人間がつくったルールではないか。そういう意味でルールは“秩序の不可分な分断による規則”の強調です。そしてそれは、枠組みを変えたら違った世界が現れてくるのではないかと思います。

同時にゲームの目的は勝利を目指すということを前提にしなければゲームはなりたちません。同時に思い描いたわざと構想を、お互いのプレイヤーが持つということが、もう一つの重要な要素です。その矛盾関係があるから、これに面白さが担保されて、スポーツの愉悦性を作り上げています。どんなに山田洋次映画監督が優れていようと、彼がつくる映画の結末は大体見えてきます。所詮、人間がつくる構想の向こう側は大体読める。しかしスポーツの結末は読めない。これが面白い。それはお互いが、お互いの構想をぶつけ合うから、つぶしあうから、そういう矛盾関係におかれるエレメントを持続しようとする過程として、スポーツという小宇宙は成り立っているのです。だからそれに挑んでいく生身のスポーツマンたちに作家たちは注目します。

スポーツ小説の変遷を話す時間はありませんが、1970年代の沢木耕太郎の小説『敗れざるもの達』は感動的です。60年代に三島由紀夫は『剣』で、現実に絶望して死に至る剣道家を描きました。これに対して沢木は「敗者」を取り上げながらも「敗れざる者」の美学を描きました。1980年代後半に至って、高橋三千綱という芥川賞作家は『さすらいの甲子園』の中で、奇想天外な発想の下で、忘れさられていた大衆が、「長島ジャイアンツ」を救うための草野球のトレーニングを始めるという小説を書きました。かつてスポーツが孤高の世界として描かれた時代から、手をつなぐ人たちの世界へと変わったということ、小説家たちは敏感に感じ取ってきているのです。

現在、本屋さんに行くと、さまざまなスポーツの表題を持つ小説が沢山と出されていますが、若い諸君は、是非スポーツで結ばれる人間の世界に注目をしてください。

#### 4. スポーツの正義、愚直なまでの挑戦

さて、最後に改めて“スポーツの正義”ということをご自分なりに考えてみたいと思います。スポーツの正義は確かに心の問題のように扱われてきました。しかしヨーロッパスポーツ倫理綱領が、単なる行動様式ではなくて、一つの思考様式、A Way of Thinkingということをご強調したように、スポーツを成り立たせる枠組みとしての考え方として把握すべきだと思います。スポーツでおかした反則について、反則だから見つからなきゃいいという心得の問題として従来考えられてきましたが、心得の問題でもなく、また罪と罰という枠組み、法律的な枠組みではない思考様式を倫理規範は持つということ、この「ヨーロッパ倫理綱領」は提起したのです。それは思考様式としての正

義の実現をスポーツが実現しようとしているからこそでしょう。

それは同時に、スポーツの勝利を否定することではありません。スポーツ競技から勝利を目指すことをとったならば、ゲームは成り立ちません。しかし同時に“勝利を目指す”ということは、結果としての勝利を得て、評価されるという問題でもないのです。競い合うことが善であること、挑むということが善であること、言い方をかえれば“諦めない”、“逃げない”“ひるまない”、ということが善だということです。負けるということがわかっていても、なおかつ挑む、このバカバカしい思考が善、正義なのです。現実世界の中で負けるとわかっていて挑むのは馬鹿です。しかしスポーツの世界はその愚かしいまでの勇気が善だと考えています。結果としての勝敗によって差別をしない。確かに人間には能力の差がある。同時に人間を能力の差だけで測るのではなく、換えがたい一個の人格として尊重しあう、これが友情と連帯という標語になって現れているのではないかと思います。だから、私は、三浦カズのヘビーダンスが大嫌いなのです。人間、勝った時に、うれしいのは当たり前です。同時に勝った喜びを単純に表現するだけならどんな人にもできる。ジャイアンツにいたクロマティがホームランを打って拳を突き上げる。確かに、うれしいだろう。でも打たれたピッチャーは、もっと悔しいのです。だからスポーツマンに、もう一つ求められるのは、勝利の感情を抑制しながら表現することです。“単なる欲びの感情の発露”としてだけではなく、感情をコントロールする知性を持つということではないでしょうか？だからこそ勝った者は心の中で喜ぶとともに、喜びを握りしめて、敗者は唇を噛みしめることによって己の負けを悔恨として胸に落とす。そこに初めて対等な人間関係が成立することができるのではないのでしょうか？それは言い方を変えれば、ライバルとともに築き上げる世界であり、それがスポーツマンシップとも、スポーツ精神といわれてきましたし、あるいは武道精神の中にも、そのことが底流として受け継がれてきたのではないのでしょうか。また、同時に相手を尊重することは、相手を馬鹿にしない、蔑視しない、どんな場合にも全力で駆け抜けると言うことでもあります。

55歳になった時、20代後半の若い院生が研究報告をしたことがあります。その時に、かなり痛烈な批判をして、周りの人から「先生、ちょっとやりすぎではないか」と言われました。しかし私からすれば、同じ研究の仲間である限り、25歳だろうが、55歳だろうが、同じ地平に立って、本質を真実を究明したいのです。痛烈な批判をすることが私と若い院生の勝負ごとなのです。そういう意味で、スポーツは愚直なまでの真面目さと勇気を持って現れているのではないかと思います。

依然としてわからないことが一杯あります。勝利しか目に入らない読売ジャイアンツは大嫌いです。阪神タイガースももっと嫌いです。なぜ阪神ファンはあんなに下劣なのか。あの「あと一球コール」をつくったファンの心情。これは一方的に応援をするという行為です。スポーツをもっとお互いがつくりだす世界の中で見ようとする観点からすれば、「あと一球コール」はやめるべきです。だから甲子園には行きません。

従来から強調していますように、「勝敗」とともに「十分なプレー、十全な過程」が評価されるべきではないかと考えています。「勝敗」以外に、もっと違った評価の仕方があるのではないかと。



これは体操競技でも、新しい試みがなされようとしています。同時に現在のスポーツ評論の基盤としての鑑賞の視点と方法がまだ確立していないことに関わります。スポーツ小説やスポーツ文学は作品を創作するというだけではなく、スポーツ批評との関係の中で技法を発展させてきました。それと同様にスポーツメディアが、これほど発展してきている今日、スポーツの技法を批評する観点が議論されてよいのではないかと思います。それがスポーツ内容を詰めていく、あるいはスポーツゲームの本性を突き詰めていく自分自身の研究課題ではないかと思います。

自分が専門にしている占領史に関わっていえば、連合軍最高司令官のダグラス・マッカーサーが、トルーマン大統領に解任されアメリカの上院議会で証言をした最後の言葉が「老兵は死なず、ただ消え去るのみ」というものでした。今年の年賀状に「静かに去っていききたい」という先生方が何人かおられました。

しかし私は、去りたくない。何故ならば、私にとって“戦後改革研究”は未完だからです。解らないことが、まだ一杯ある。死ぬまで解らないかもしれないけれども、解ろうと追い続けることが“正義”ではないかと私は思っています。恩師である伊藤高弘先生が、つい最近、『もう一つ日仏の架け橋、スポーツ交流、1975～2010年』を出版されました。74歳です。先生の年になるまでに、最低限あと9年もある。ここまでは何とか続けたい。最終講義らしくない話ですが、最後まで抗う。これがまさしくアンチ・エイジングといわれている時代のフェアな生き方ではないかと思います。

スポーツの正義を社会の正義に変えること、これがスポーツ精神の究極の狙いではないでしょうか？スポーツをやればスポーツの正義が実現するわけではありません。スポーツの正義の実現の、その向こうに社会の正義の実現を見通していく道筋がこれまで私が考えてきたことであり、もう少し考えていきたい、私の願いだと結んで、記念講義のまとめにしたいと思います。どうぞご静聴ありがとうございました。

## 草深直臣教授 略歴と業績

### 1. 略 歴

1945年 8月11日	愛知県宝飯郡形原町に生まれる。小学校6年に東京都豊島区に転居。
1969年 3月	東京教育大学体育学部体育学科卒業
1972年 3月	東京教育大学大学院体育学研究科修士課程修了
1972年 5月	女子栄養大学助手
1975年 4月	立命館大学法学部助教授
1985年 4月	立命館大学法学部教授
1992年 4月	立命館大学産業社会学部教授
2011年 3月	立命館大学定年退職
2011年 4月	立命館大学特別任用教授, 名誉教授

#### (主な学内役職歴)

- 二部副部長（1990年4月～1993年5月）
- 二部部長（1993年6月～1995年3月）
- 大学協議員（1998年4月～2000年3月）
- 産業社会学部主事・副学部長（2000年4月～2001年3月）
- 産業社会学部入学試験担当主事（2001年4月～2002年3月）
- 応用社会学研究科大学院教学委員（2005年4月～2007年3月）

### 2. 専門分野 体育学, スポーツ哲学

- 研究課題 体育・スポーツにおける戦後改革の研究, スポーツ規範の国際比較
- 学 会 日本体育学会, 北米スポーツ社会学会,  
現代スポーツ研究会（幹事1986年～現在に至る, 代表幹事2001年～2004年）

### 3. 主な研究業績

#### 著 書

- 1) 共編著「スポーツの自由と現代」上・下 青木書店 1986年
- 2) 共編著「現代・スポーツ・健康」文理閣 1986年
- 3) 共編著「国民運動文化の創造」大修館書店 1989年

## 論 文

- 1) 「特待生問題, その公正・公平性と公開性」(『楽しい体育・スポーツ』12月号, 学校体育同志会, 2007年12月)
- 2) 「現代日本のスポーツ事情と学校体育の課題」(『運動文化研究』VOL.20, 学校体育同志会, 2002年7月)
- 3) 「国民スポーツの高揚と主体形成(その1, 2)」(『楽しい体育・スポーツ』3月号・4月号, 学校体育同志会) 2002年3月, 4月
- 4) 「『スポーツ・シンボル』説の検討」『立命館大学経済学』第54巻第3号, 2003年
- 5) 「戦後改革に貢献したアメリカ人」『スポーツ科学と人間』立命館経済学会 1993年
- 6) 「体育の戦後改革」『戦後学校体育実践論第1巻』創文企画 1997年
- 7) 「体育・スポーツにとっての戦後」(西川長夫・中原章雄編『戦後価値の再検討』) 有斐閣, 1996年
- 8) 「体育・スポーツの戦後初期改革計画における C.I.E の役割」『体育学研究』第42巻第1号 1997年
- 9) 「体育・スポーツの戦後改革に関する『第一次米国教育使節団報告書』の作成過程」『体育学研究』第41巻第2号 1996年
- 10) 「『学校体育指導要綱』制定を巡る問題点」『立命館大学産社論集』第31巻第3号 1995年
- 11) 「『野球統制令』の廃止と『対外競技基準』制定過程の研究」『立命館大学教育科学研究所紀要』第3号 1993年
- 12) 「現代日本の社会体育行政の現状と課題」『立命館大学人文科学研究所紀要』第38号, 1985年
- 13) 「運動文化論の生成と展開」『立命館保健・体育研究』第3号 1981年
- 14) 「現代日本のスポーツ・レク政策と自主的, 民主的スポーツ運動」『月刊社会教育』1972年10月号

## 翻 訳

- 1) (共同翻訳) 「キューバのスポーツ」(P.J. Pettavino & G. Pye “Sport in Cuba”) (金井淳二, 新野守, 草深直臣の共同翻訳, 創文企画) 1999年4月

## そ の 他

- 1) (単著) 「保健体育(戦後)」(久保義三他編『現代教育史事典』所収, 東京書籍) 1999年4月
- 2) (単著) 解説「プロスポーツマンの肖像権」(日本体育学会『スポーツ科学事典』所収, 平凡社) 2006年9月

4. 社会における活動など

新日本スポーツ連盟京都府連盟顧問